

# 資料 1

## 高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 高知県における知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加傾向による学校の狭隘化等の課題に対し、将来を見据えた抜本的な改善、解消の方策について検討することを目的として、「高知県における知的障害特別支援学校の在り方に関する検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

### (検討事項)

第2条 検討委員会は、次の事項について検討を行い、その結果を高知県教育長に報告する。

- (1) 知的障害特別支援学校の在り方に関すること。
- (2) その他(1)に付随する必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 検討委員会は15名以内の委員で組織する。

- 2 委員は、高知県教育長が委嘱又は任命する。
- 3 委員が欠けた場合は、必要に応じて補欠の委員を委嘱又は任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から令和2年3月31日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 検討委員会には、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討委員会を代表し、検討委員会の会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の進行は、会長が務める。会長が出席できないときは副会長が代理する。
- 3 会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局特別支援教育課において行う。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の手續その他運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月17日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 第6条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、高知県教育長が招集する。